

「病気やケガなどで働けない」をサポート
所得補償共済



月掛一口**500円**から
小さな掛金で大きな安心

企業の役員・従業員の方が、病気やケガで
働けなくなったときの所得を補償します。



共済制度の特色

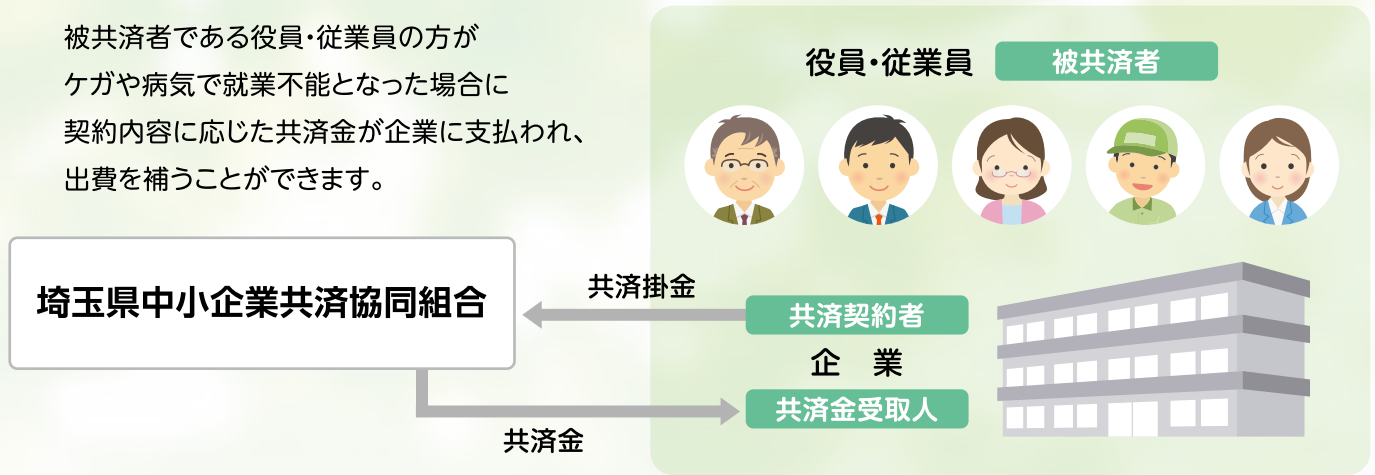
- ①掛金が一律——年齢・職業・性別を問わず同じ金額です
- ②補償期間は1年——就業不能8日目から最長1年補償されます
- ③天災も補償——地震などの天災による病気・ケガの就業不能も補償
- ④掛金は経費に——損金(法人)・必要経費(個人事業)として計上可能

所得補償共済 共済制度の内容

詳細は共済約款に記載しておりますのでご確認ください。

所得補償共済は、企業が共済契約者かつ共済金受取人となる共済制度です。

被共済者である役員・従業員の方がケガや病気で就業不能となった場合に契約内容に応じた共済金が企業に支払われ、出費を補うことができます。



毎月の共済掛金

一口あたり **500円**

ご加入可能な口数

最高 **20口**

補償期間

1年間

※ただし、被共済者の平均月間所得額が限度となりますので、この範囲でお決めください。
(平均月間所得額を超えた場合は、その超えた補償額については共済金は支払われません)

加入資格

企業の役員ならびに従業員で、**満15歳以上、満70歳未満の方**に限りです。

ただし、満65歳以上の方は、継続延長の場合に限りです。

契約の期間

共済期間は、申込みをした日の翌月1日から**1年間**とし、以降毎年自動的に継続します。

ただし、共済金請求状況や年齢等によっては、更新をお断りする場合がございます。

ご契約成立までのスケジュール例(月払)

4月	15日	①契約申込受付
	16日	②責任開始日
5月	1日	③共済始期
	28日	④契約証書発行
		⑤共済掛金振替(初回) 出資金振替(初回のみ)
6月	28日	⑥共済掛金振替
7月	28日	⑦共済掛金振替

毎月28日が口座振替日となります
(金融機関が休日の場合は翌営業日に振替)

● 契約手続き

被共済者の方の健康告知および加入同意が必要です。(医師の診察は不要)

● 掛金支払方法

掛金のお支払方法は口座振替のみです。月払または年払が選択できます。
(ほぼすべての金融機関で振替ができます)

● 掛金の口座振替ができなかった場合

- 翌月の振替日に再度2ヶ月分の振替請求をします。
- 初回の掛金が申込日の翌月から翌々々月までに口座振替ができなかった場合は、契約は無効となります。その間の共済金は支払いません。
- 2回目以降の掛金の口座振替が2ヶ月連続して不能となった場合は、最初の払い込みがなかった振替日の属する月の1日に遡って契約が失効となります。その月から保障がなくなりますのでご注意ください。

補償の範囲

業務上・業務外を問わず、ケガまたは病気により入院したり、自宅療養(医師の指示による入院に準じる自宅療養)のため、8日間以上継続して、現在のお仕事にまったく従事できなくなったとき、8日目以降の就業不能期間につき、加入いただいた年齢の補償金をお支払いいたします。(ただし、1年を限度とします)

一口あたりの「年齢別月額補償額」および「日額補償額」

年齢別	月額補償額	日額補償額
満15歳以上 満20歳未満	97,500円	3,250円
満20歳以上 満25歳未満	66,900円	2,230円
満25歳以上 満30歳未満	59,400円	1,980円
満30歳以上 満35歳未満	48,000円	1,600円
満35歳以上 満40歳未満	38,400円	1,280円
満40歳以上 満45歳未満	30,900円	1,030円
満45歳以上 満50歳未満	25,800円	860円
満50歳以上 満55歳未満	22,200円	740円
満55歳以上 満60歳未満	20,700円	690円
満60歳以上 満65歳未満	19,800円	660円
満65歳以上 満70歳未満	15,600円	520円

企業に、
大きな安心を。



共済金のお支払い例



《例》35歳の方が5口加入し、
ケガまたは病気で8月25日から入院等により
翌年3月15日まで就業不能となった場合

ケガまたは
病気で入院

8月
25日

免責期間
7日間

9月
1日

6ヶ月と
15日間



共済金をお支払いする
対象期間

就業不能終了日

3月
15日

左の一例の場合

月額補償額 38,400円 × 6ヶ月

日額補償額 1,280円 × 15日

} × 5口

お支払い共済金

124万8,000円

※ただし、月額の補償額が被共済者の平均月間所得を超えた場合の超過額については共済金が支払われません。

ご加入にあたってのご注意

- 共済契約申込書(健康状態通知書を含みます)の記載事項が事実と相違している場合には、共済契約が解除されるかまたは共済金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。
- 共済掛金は、年齢・職種・性別に関係なく一律ですが、危険度の高い職種に従事されている方(例えば高所作業者)は加入口数の引き受けを制限させていただきます。
- 補償金額の設定にあたっては、被共済者の平均月間所得額の範囲内で加入口数をお決めください。
- 所得補償共済金が事故直前12ヶ月間の平均月間所得額よりも高いときは、その超えた加入口数の所得補償共済金はお支払いできませんのでご注意ください。

年間所得額の計算方法

■ 個人事業主の場合

$$\text{収入金額} - \text{必要経費} = \text{年間所得額}$$

■ 給与所得者の場合

$$\text{給与(報酬)} + \text{賞与} = \text{年間所得額}$$

「平均月間所得額」は、「年間所得額」の12分の1となります。

共済金をお支払いできない主な場合

- ① 故意または重大な過失によるケガや病気
- ② 自殺、犯罪または闘争行為によるケガや病気
- ③ 麻薬、アヘン、大麻または覚醒剤、シンナー等の使用によるケガや病気
- ④ 妊娠、出産、早産、流産およびこれらによるケガや病気
- ⑤ 戦争、暴動等および核燃料物質によるケガや病気
- ⑥ 頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛でいずれも他覚症状のないもの
- ⑦ 精神病、アルコール依存および薬物依存などの精神障害

共済にご加入いただけない方の職業

- ① オートテスター(テストライダー)
- ② オートバイ競争選手
- ③ 自動車競争選手
- ④ モーターボート競争選手(水上オートバイを含む)
- ⑤ 自転車競争選手
- ⑥ 猛獣取扱者(動物園の飼育係を含む)
- ⑦ プロボクサー
- ⑧ プロレスラー
- ⑨ ローラーゲーム選手(レフリーを含む)
- ⑩ 力士
- ⑪ その他①～⑩に掲げる職業と同程度、またはそれ以上の身体・生命の危険度の高い職業に従事している方

万一事故が発生した場合

被共済者の就業不能期間が始まったときは、共済契約者は、就業不能期間が開始した日から30日以内に、ケガまたは病気の状況を取扱代理所または当組合にご連絡ください。

— お問い合わせ先 —

埼玉県中小企業共済協同組合

TEL.048-644-4281(代)

FAX.048-644-4188

〒330-0854 さいたま市大宮区桜木町1-7-5

ソニックシティビル10F

電話受付 平日9:00～17:00

さいたま共済 検索



取扱代理所